

条例の改正及び 資産課税の軽減に関する陳情書



あさか野農業協同組合

条例の改正及び資産課税の軽減に関する陳情書

都市の農業・農地は、地域住民に安全安心で新鮮な農産物を供給する最も身近な存在であるほか、豊かな緑と潤いのある空間を提供するとともに、次世代への食農教育や土に触れるレクリエーションの場の提供、災害時の市民の緊急避難場所等オープンスペースの確保など、多面的な機能を持ち、健全な都市生活を営むうえで公共的役割と価値を備え、地域づくりに貢献しております。

また、政府が策定した「都市農業振興基本計画」では、都市農地を保全し、都市農業の振興を図っていくためには、農地の適切な利用による多様な機能の発揮を図るため、必要な税制上の措置を講じる必要があるとしています。

一方、農業者は、消費者に囲まれた環境を活かしながら多彩な農業を展開しておりますが、昨今の経済情勢及び社会情勢から農業収入の減収、固定資産税・都市計画税による納税負担のために農地の一部を別事業等に転用するなど農地が減少している状況にあります。農業後継者が引き続き農業経営を維持していくため農地は必須であります。都市近郊農家では、高額な相続税の納税負担により農地の売却を余儀なくされ、大きな課題となっております。相続税の課税が強化されたことにより、いままで以上に農地を売却し相続税支払い資金に当てなければならなくなり、都市農地の一層の減少に拍車をかけることになっております。

農地法改正に伴い、市街化区域以外の農地について相続税納税猶予制度適用農地の賃貸が認められていますが、市街化区域内農地は認められていません。しかし、農水省が指摘するように、「市民農園」の開設希望、担い手の賃貸による規模拡大、災害時の避難場所のスペース確保など、市街化区域内農地についても賃貸の要望が高まっております。

今回、生産緑地制度が法改正され、一団の農地等の最低面積が 500 m²から 300 m²に引き下げが可能となります。また、これまでは生産緑地に指定された農地が公共収用等で 500 m²を下回った場合、指定を解除されてしまいましたが、今回の法改正により「新たに緩和された面積」または「一団の農地」の要件を満たせば、生産緑地として存続できることとなりますが、いずれも市町村による条例改正が必要であります。

これに加えて、平成 28 年度税制改正大綱に盛り込まれ、平成 29 年度より実施された耕作放棄地に対する固定資産税の課税強化は、農業者の事情を無視したものであります。

つきましては、都市農地が持つ、公益的機能など多面的機能をさらに発揮し地域貢献、市民生活の安全確保、都市農業の維持を鑑み、納税負担の軽減のため、下記の事項について陳情いたします。また、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを併せて陳情いたします。

記

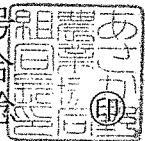
[陳情項目]

1. 生産緑地制度の法改正に伴い条例の改正を実施すること。
1. 生産緑地の追加指定を、緑地保全の観点から促進すること。
1. 都市計画税の税率引き下げの実施。
1. 固定資産税の減額についての働きかけ。
1. 平成28年度税制改正要望事項（耕作放棄地に対する固定資産税課税強化）の見直しについての働きかけ。
1. 相続税の納税負担の軽減についての働きかけ。
1. 三大都市圏特定市における市街化区域農地の相続税納税猶予制度の20年営農継続による免除制度を復活することへの働きかけ。
1. 相続税納税猶予制度適用生産緑地の賃貸を認めることへの働きかけ。

和光市議会
議長 齊藤 秀雄 様

平成29年11月20日

新座市野火止4丁目5番21号
あさか野農業協同組合
代表理事組合長 池田 稔
外28名（別添陳情者名簿のとおり）



新座市野火止5丁目7番22号
JAあさか野資産管理部会
連絡協議会 会長 谷岡 正吉
外12名（別添陳情者名簿のとおり）



あさか野農業協同組合 陳情者名簿

代表理事副組合長	田 中 庸 久	和光市下新倉4-9-24
常 務 理 事	渡 邊 重 和	新座市西堀2-19-19
常 務 理 事	高 橋 実	朝霞市宮戸4-2-41
常 務 理 事	橋 本 大	新座市野火止8-11-11
筆 頭 理 事	谷 岡 正 吉	志木市幸町4-4-6
理 事	内 田 祐 治	志木市中宗岡2-3-53
理 事	山 崎 とよ子	和光市新倉2-22-22
理 事	渡 邊 澄 江	朝霞市溝沼6-1-1
理 事	加 山 和 義	和光市白子1-25-16
理 事	矢 部 幸 雄	志木市柏町5-14-12
理 事	伊 藤 久 行	朝霞市下内間木303-2
理 事	並 木 信 道	新座市馬場3-7-27
理 事	田 中 愛 子	志木市中宗岡5-25-30
理 事	橋 本 正 彦	朝霞市膝折4-1-20
理 事	鈴 木 幸 治	新座市野火止2-9-11
理 事	大 熊 隆 幸	志木市中宗岡2-27-43
理 事	渋 谷 昇	朝霞市本町3-7-12
理 事	並 木 徹 夫	新座市池田4-8-32
理 事	山 本 孝 一	新座市北野2-17-2
理 事	天 野 正 敏	和光市新倉3-11-60
理 事	新 井 敏 仁	新座市石神2-2-15
理 事	原 こ ず 恵	新座市大和田1-12-3
理 事	清 水 明	新座市野火止3-14-14
理 事	新 井 富 之	新座市野火止7-12-3
理 事	石 原 実	朝霞市根岸台8-8-14
理 事	細 沼 利 通	新座市中野2-6-15
理 事	細 沼 幸 市	新座市中野2-11-21
理 事	金 子 直 哉	志木市中宗岡3-6-12

J Aあさか野資産管理部会連絡協議会 陳情者名簿

副 会 長	内 田 春 光	朝霞市根岸台1-8-32
副 会 長	柴 崎 幸 夫	和光市白子2-13-35
副 会 長	岡 本 喜一郎	新座市新堀3-1-11
会 計	大 貫 利 幸	朝霞市下内間木25
会 計	三 枝 和 歳	志木市柏町1-9-49
監 事	山 崎 岩 男	和光市下新倉5-1-55
監 事	神 田 英 明	新座市東1-13-7
幹 事	高 野 志 津 夫	朝霞市根岸台2-10-24
幹 事	内 田 祐 治	志木市中宗岡2-3-53
幹 事	加 山 光 雄	和光市白子2-1-1
幹 事	小 寺 貞 男	新座市野寺2-19-11
相 談 役	加 藤 政 利	和光市南1-33-1